

協会長ステートメント

会長 石川耕治

2026.6.30

日本損害保険協会会長就任にあたり、以下のとおり所信を申し上げます。

1. はじめに

先日の岩手県沖および山梨県を震源とする地震、ならびに先週末にかけて各地に被害をもたらした台風により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆さまが一日も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、業界を挙げて迅速かつ適正な保険金のお支払いに取り組んでまいります。

さて、当業界は、保険金不正請求事案、保険料調整行為事案および情報漏えい事案といった一連の不祥事によって、お客さまと社会からの信頼を損ね、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

現行の第10次中期基本計画（2024年4月～2027年3月）では、旧来の業界慣行を抜本的に見直すとともに、「お客さま本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」に向けて、業界一丸となって取り組んでおります。

そして、保険業法と「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」）の一部が改正され、本年6月1日に施行されました。当業界はこれを単なるルールの見直しではなく、事業のあり方そのものを根底から見つめ直し、「真にお客さまの最善の利益を追求する業界」へと生まれ変わるための不可逆的な変化とすべく取り組んでまいります。

各種制度・枠組みが実行フェーズに移るなか、実効性を高め、当業界が「変わった」ことを実感していただけるよう、全身全霊で尽力いたします。



2. 環境認識

当業界を取り巻く環境は、かつてないほどの速さで変化し、不確実性が飛躍的に増大しています。

国内においては、自然災害の頻発化・激甚化が常態化し、気候変動の影響は深刻さを増しております。また、我が国の経済は長きにわたるデフレから転換し、インフレ（物価上昇）が常態化する新たな局面を迎えています。これらは持続可能な保険制度の運営において構造的な課題となっており、的確な対応が急務となっています。

国際情勢に目を向けますと、国家間の対立や紛争に起因する地政学リスクが依然として高い状態にあり、サプライチェーンの分断やエネルギー安全保障を脅かすリスクなどが、グローバル経済の不確実性を一段と高めています。

さらに技術の進展においては、AIの社会インフラ化などデジタル技術の進化が目覚ましい一方で、サイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴うサイバーリスクの深刻化が、国家や企業の根幹を揺るがす新たな社会課題として顕在化しています。

このような複雑なリスク環境下において、損害保険会社は事後の経済的補償にとどまらず、社会全体の防災・減災や早期復旧の支援等を通じて社会と経済のレジリエンスを根底で支え、サステナブルな未来と人々のウェルビーイングに貢献する「不可欠な社会インフラ」として、その真価が問われる局面にあると強く認識しています。

3. 取組方針

このような環境認識のもと、当協会は、第10次中期基本計画の最終年度となる2026年度においても、「お客さまおよび社会からの信頼回復に向けた取組み」を引き続き最優先課題として取り組んでまいります。

現中期基本計画の最終年度として、新たな制度・枠組みを確実に実行し、業界への浸透と実質的な改善を図ることで、次期中期基本計画に向けた揺るぎない土台を築き上げると同時に、社会インフラとしての価値を高めるべく尽力してまいります。

4. 具体的な取組み

(1) お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

① 損害保険代理店の業務品質向上

「お客さま本位の業務運営の徹底」に向けて、保険会社と損害保険代理店（以下「代理店」）が一体となって業務品質の向上を図ります。

ア. 代理店業務品質評価制度の実効性向上

本年4月から、お客さま本位の業務運営の徹底に向け、保険会社による代理店指導等を補完するための業界共通の枠組みとして、代理店業務品質評価制度の本格運用を開始しました。

本制度により、代理店において法令等遵守や業務品質の確保を徹底するとともに、代理店業務品質評議会が第三者機関として行う評価運営を通じて、代理店業務品質評価制度の実効性を高めてまいります。

本年度は、本年 6 月に稼働した業界システムを活用し、代理店による自己点検から保険会社との対話に至る一連のプロセスを効率的かつ着実に進め、運用の安定化を図ります。それと同時に、当協会から保険会社に対して点検結果の分析・課題示唆や改善事例の提供等を行うことで、代理店の業務品質改善に向けた保険会社による指導の実効性向上を後押ししてまいります。

本制度の利用会社 31 社の積極的な参画を通じて、代理店の業務品質の確保・向上による消費者からの信頼の回復・向上を目指し、健全かつ持続的に発展可能な魅力ある代理店制度を実現します。

イ. 比較推奨販売の適正化に向けた対応

お客さま本位の業務運営の実現を目的として、お客さまによる適切な商品選択の機会を確保するため、保険業法施行規則や監督指針の改正内容を踏まえ、保険募集等に関わる態勢・ルールの整備を着実に進めます。代理店がお客さまの最善の利益を勘案しつつ、法令等の趣旨に則った適正な比較推奨販売を行えるよう、実務上の指針をまとめたガイドを発行します。代理店が法令等の趣旨を踏まえ、お客さまの意向に沿った提案ができる態勢の整備を進められるよう後押ししてまいります。

ウ. 代理店募集人資格制度の再構築

損害保険募集人の資格制度の再構築による業務品質の向上に引き続き取り組みます。

改正保険業法において、特定大規模乗合損害保険代理店に対して法令等遵守責任者等の設置が義務付けられたことを踏まえ、法令等遵守責任者資格制度の運用等を通じて、代理店の態勢整備を促してまいります。

並行して、代理店の募集品質向上に向け、2028 年に損保募集人の「継続教育制度」導入に向けて具体的な検討を進めます。

また、お客さま本位の業務運営を追求するうえで、代理店の業務品質のさらなる向上に資するよう、試験制度の高度化・厳格化に向けた具体的な検討を進めてまいります。

② お客さま（個人・企業）への分かりやすい情報提供

健全な競争環境の実現に向けて、お客さまが主体的に保険商品を選択できる環境を整備し、保険の意義・価値を正しく理解していただける情報提供を強化します。

ア. 消費者向けの分かりやすい情報提供

当協会は、日常のリスクや保険の基本、保険選びの考え方ならびに事故後の流れなどを分かりやすく解説する消費者向けのガイド等を提供するなど情報提供を強化し、お客さまの保険に関する理解促進と保険商品選択の納得感向上を目指します。

また、水害発生時の避難行動計画を作成する「そんぼデジタル・マイ・タイムライン」の普及や、地域社会のレジリエンス向上に貢献する体験型の防災イベントなどを通じて、個人のリスクリテラシー向上と防災意識の醸成に努めます。本年 10 月には、鳥取県で開催される予定の「ぼうさいこくたい 2026」にも参画し、消費者へのリスク啓発と地震保険の普及に努めます。

イ. 企業におけるリスクマネジメント高度化支援と健全な保険市場の育成

日本企業がグローバルな競争を勝ち抜き、中長期的な成長投資や企業価値向上を実現するためには、リスクファイナンス・リスクコントロール・レジリエンスを統合的に管理する体制を確立し、リスクを単なる「回避すべき脅威」ではなく、「将来の価値創造につながる要素」と捉えて戦略的に活用する「攻めのリスクマネジメント」の重要性が高まっています。

当協会では、こうした企業の取組みを後押しすべく、「企業向けのリスクマネジメント高度化支援事業」を展開し、新たに2026年度中にリスクマネジメントに関する基本的な知識・スキルを体系的に提供する「リスクマネジメント人財育成講座（仮称）」の開講を目指します。

また、当業界においては、従来の日本独自のビジネス慣行から脱却し、グローバル・スタンダードへとシフトしていく必要があります。今後の特定契約比率規制の見直し等に伴う企業内代理店のあり方の変化も見据え、保険本来の機能である商品・サービスを競い合う市場環境を整備することで、企業向け保険市場の健全な競争環境の実現と発展を後押しします。

③ 保険金不正請求対策の強化

相互扶助という保険制度の根幹を揺るがし、多くのお客さまの不利益につながる保険金の不正請求に対しては、引き続き業界として毅然とした態度で臨むべく、対策を強化します。特に近年は、不正請求の手口が巧妙化し、組織的・広域的なものへと変化していることから、より実効性の高い対策を講じてまいります。

ア. 消費者向け啓発活動の強化

当協会が本年5月に公表した「保険金不正請求に関する意識調査」では、保険金詐欺に対する社会的意識がまだ十分に浸透していない現状が浮き彫りとなりました。最近では、「闇バイト」と呼ばれる違法なアルバイトや副業のSNS上での勧誘をきっかけとして、意図せず保険金詐欺に巻き込まれるケースも発生しています。

この事態に対して、各種手口や対策について業界内での情報共有に加え、警察庁等の外部機関と連携した未然防止の取組みを一層強化します。あわせて、動画媒体等も活用し、若年層をはじめとする消費者向けの啓発活動を強化します。また、悪質なロードサービスや災害便乗商法等に対しても、被害を未然に防ぐための注意喚起を集中的に行い、社会全体で不正を「させない」「許さない」機運の醸成を図ります。

イ. 業界内の対策強化

当協会が運営する、保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換を行う「不正請求防止システム」について、一層の活用に向けた運用の見直しを進めていくとともに、警察との情報連携を強化することで、組織的な犯罪への対応力と防御レベルを引き上げます。あわせて、業界内で不正請求を行った事業者情報の共有化を進め、不正な事業者の牽制・排除に向けた取組みを強化してまいります。

（2）第10次中期基本計画の重点目標に関する取組み

第10次中期基本計画の最終年度を迎えるにあたり、3つの重点目標の取組みを着実に進めます。お客さまの利便性向上や業界全体の業務効率化に加え、気候変動などのサステナビリティ課題への対応、大規模地震の発生を想定した地震保険損害査定体制の再整備、防災・減災および損害保険の普及促進・啓発などの取組みを進めていきます。

① 損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

お客さまの利便性向上と会員各社の業務効率化を目的として、デジタル技術を活用したビジネス基盤の整備を進めます。

ア. 自賠責保険におけるお客さま利便性向上

自賠責保険においては、2025年1月にリリースした共同システム「One-JIBAI」の活用が順調に進んでいます。本システムにより、手続きの非対面化、保険料のキャッシュレス決済および自賠責証明書のデータ交付が可能となり、異動・解約手続きにおける非対面手続き率は4割を超えました。今後もさらなる活用拡大を図り、お客さまの利便性向上を追求してまいります。

また、自賠責保険の損害調査および保険金支払業務のペーパーレス化を実現する共同システム「s-JIBAI」は、2025年12月のリリース以降、情報管理の高度化をはじめ、事業継続力の強化や書類の送付に伴う遅延・紛失リスクの軽減などに着実に繋がっております。本年10月以降、同システムを導入する保険会社において、段階的に拡大してきた利用拠点を全国へと拡大します。これを最大限に活用することで、業界全体での効率的な業務運営体制の構築を目指してまいります。

イ. 外部委託先管理の高度化

事業環境のデジタル化が進む一方で、サプライチェーン全体を通じた情報セキュリティリスクへの対応が重要課題となっています。お客さまに安心・安全な保険サービスを提供し続けるため、会員各社における対策に加え、損害保険各社が業務を外部企業へ委託する際に活用できる「チェックリスト（雛形）」を当協会でも新たに策定します。

最新のセキュリティ動向を踏まえた基本的な確認項目を業界共通化することで、より高い水準でお客さま情報を保護する体制を構築すると同時に、受託する外部企業における対応の負担軽減および業務の効率化を図ります。

② 社会・保険制度のレジリエンス強化

南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震に備え、地震保険に加入されているお客さまに対して、適正かつ迅速に保険金をお支払いする態勢の強化を進めます。昨年度までの検討状況を踏まえ、実効性を検証することで、レジリエントでサステナブルな地震保険損害査定体制の具体化を進めます。

③ 消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

気候変動を背景とした自然災害の激甚化・頻発化等に伴い、経済的損失額と保険・共済でカバーされる補償額との差である「プロテクションギャップ」の拡大が懸念されています。

この課題に対して、国民の皆さまが自らを取り巻くリスクを正しく認識し、事前の備えと事後の補償を組み合わせた適切な対策を選択できるよう、業界として継続的な普及啓発に取り組むことが重要であると認識しております。

具体的には、個人のお客さまに向けて、切迫する大規模地震リスクへの備えの重要性を強く発信してまいります。本年は、国民の生活再建を支える「地震保険制度」の創設から60周年という大きな節目を迎えます。当協会ではこの機を捉え、改めて同制度の意義や役割を広くお伝えするとともに、激甚化する水災等も含めた自然災害全般に対して、お客さまがご自身の被災リスクを正しく認識し、適切な補償を選択できるよう啓発活動を強化いたします。

さらに、金融経済教育や民間保険の理解促進にも取り組んでまいります。当協会と生命保険協会および生命保険文化センターで締結した「保険教育に関する包括連携協定」に基づき、生命保険文化センターと共同で制作したカードゲーム教材「ソナソナ」が、公益財団法人消費者教育支援センターが実施する「消費者教育教材資料表彰 2026」において「消費者庁長官賞」を受賞しました。引き続き、本協定に基づく「ソナソナ」の普及促進や中学校・高等学校の教員向けセミナー等を通じて、損害保険リテラシーの向上を推進いたします。

事業者に対しては、多岐にわたり変化し続ける事業リスクへの適切な備えを促進するため、中小企業のリスク意識・対策実態調査を実施するとともに、一般社団法人日本損害保険代理業協会等と連携した普及啓発活動を展開します。

政府においては、2026年11月に「防災庁」創設に向けた準備が進められるなど、社会全体の防災体制強化の機運が高まっています。当協会は、損保業界が有する自然災害リスクに関する知見やノウハウを活用し、事前の備えである「防災・減災」の取組みを社会全体で進める検討を行うとともに、消費者および事業者双方へのリスク啓発と損害保険の普及促進を通じて、プロテクションギャップの縮小に努め、地域社会のレジリエンス強化に貢献してまいります。

（3）アジア地域への貢献と国際協調に向けた取組み

アジア地域における保険制度の構築や人材育成の支援により、損害保険を通じて経済発展を支える「インフラのインフラ」としての役割を果たすことで、安全で安心なアジア地域の実現に貢献していきます。今年度も日本国際保険学校（ISJ）の一般・上級コースや海外セミナーを含む保険技術協力・交流プログラムを実施する予定です。

本年9月には、東アジア地域における生損保合同の国際会議である「東アジア保険会議」（EAIC）が24年ぶりに東京で開催されます。保険分野における国際協力のさらなる促進と発展に貢献するため、国際社会でもリーダーシップを発揮してまいります。

5. おわりに

第10次中期基本計画の最終年度となる2026年度は、これまでの信頼回復に向けた歩みを確かなものとし、次期中期基本計画へとつなげる極めて重要な一年です。

損害保険という社会インフラを通じて、安心・安全で持続可能な社会を実現し、国民生活の安定と経済の発展に貢献していくことこそが、いかなる環境変化にあっても決して変わる事のない損害保険業界の使命であると確信しております。

この一年、皆さまから「損害保険業界が変わった、そしてこれからも社会を支えてくれている」と実感していただけるよう、全会員会社とともに、課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。皆さまからのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上